

2011年2月11日

26 地区 L A A 委員会からのお知らせ ～国の「第3次男女共同参画基本計画」について～

26 地区 L A A 委員長 三隅佳子

2008年の国際ズンタロッテルダム世界大会で、従来の女性の地位奉仕委員会が奉仕委員会と立法意識・支援（L A A）委員会の二つの委員会になりました。

以降、今日まで26地区L A A委員会では国際ズンタの方針に従って「国際ズンタの目的」と「女子差別撤廃条約（C E D A W）」の条項の関連性の理解に努めるとともに、各クラブの活動がズンタの目的とする女性の法的、政治的、経済的、教育的、健康的、職業的地位の改善にどのような支援や奉仕（貢献）を行っているかについて検証をしてきました。

2011年はこの活動を基に、26地区のL A A委員会において研修と活動を推進する大変重要な年になりました。それは我が国における「第3次男女共同参画基本計画」が、2010年12月17日に閣議決定されたからです。

○第3次男女共同参画基本計画とは

この基本計画は1985年に日本が「女子差別撤廃条約」を批准したことにより、1999年「男女共同参画社会基本法」が策定され、この基本法に基づく法定計画という位置付けです。

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても、男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、その目標の達成に向けて、2020年までを見通した長期的な政策の方向性と2015年までの5年間に実施する具体的施策が掲げられています。

○ 構成、内容は

3部構成になっています。

第1部 基本の方針（策定に当たっては、以下のような基本的考え方に立っています）

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

1. 基本的な考え方

- ① 具体性のあるアクションプラン・・・具体的数値目標、スケジュールの明確化等
- ② 固定的性別役割分担を前提とした社会制度、社会構造の変革を目指す
- ③ 女子差別撤廃委員会の最終見解の指摘事項の点検、国際的な協調を図る

2. 改めて強調している視点

- ① 女性の活躍による経済社会の活性化
- ② 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③ 様々な困難な状況に置かれている人びとへの対応
- ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進

3. 今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、「2020年30%」
- ② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③ 雇用・セーフティネットの再構築
- ④ 推進体制の強化

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

男女共同参画を推進する15の重点分野を掲げ、それぞれの分野について「基本的考え方」を定め、2020年度までを見通した長期的方向と2015年度までに実施する具体的施策を記述しています。

別紙資料、第3次男女共同参画基本計画の概要の図表を入れて下さい 郵送します

第3部 推進体制

総合的、計画的に推進するための体制の整備・強化について記述しています

〇Z1 26地区の国への要望の成果

1. 2009年の地区大会で決議し、国に要望した2件

- (1) CEDAW選択議定書の早期批准を求める



第2部第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の中に盛り込まれました。しかしまだ批准には至っていません。今後も要望が必要です。

- (2) CEDAWに関する専門調査会の設置を求める



第3部「推進体制」に盛り込まれました。実効ある取り組みを監視しましょう

2. 2010年各エリアの合意による国への要望

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン公費負担の要望



第2部第10分野「生涯を通じた女性の健康支援」に盛り込まれました。各自治体の取り組みが課題です。

※26 地区から国への要望は全て「第3次男女共同参画基本計画」の中に施策として取り上げられました。成功ですが今後もしっかり監視することが大切です。

○26 地区のゾンシャンとして

この「第3次男女共同参画基本計画」は日本における今後5年間の女性の地位向上、男女共同参画社会実現のための法定計画です。この計画を踏まえて地方自治体も計画を改正したり、施策を進めることになると思います。私たちの今後の生き方に大きな影響をもたらすものです。

- ・国際LAA委員会の2010～2012年の目標の第一に「ローカル、地区、グローバルレベルでの女性の地位の改善」が掲げられています。
- ・地区マニュアルにも「国内法の検討、監視をする」があります。

2010～2012年は26地区におけるLAA活動推進のよい機会だと思います。この「第3次男女共同参画基本計画」には国が目指す具体的な施策が沢山記載されています。これは国際ゾントの目標やCEDAWの条項ともリンクしています。

この基本計画は、各クラブ、エリア、地区の活動の参考になると思われるので、内閣府から入手し関係各位に配布することにいたしました。LAA活動の資料として、またゾントの目標達成のための資料の一つとしてご活用いただければ幸いです。

※ 「第3次男女共同参画基本計画」の冊子は各クラブ、各AD、各エリアLAA委員にお渡ししてあります。また内閣府男女共同参画局のHPからもダウンロードできます。

以上

<参考>

- 1975年 国際婦人年・・・国際婦人年世界会議（於 メキシコシティ）
世界行動計画採択 目標「平等・開発・平和」の達成
- 1979年 国連 女子差別撤廃条約採択（12月18日 第34回国連総会）
- 1985年 日本 女子差別撤廃条約批准（6月24日）
- 1999年 日本 男女共同参画社会基本法制定 6月23日公布施行（平成11年法律第78号）
- 2000年 // 第1次男女共同参画基本計画閣議決定 12月12日
- 2005年 // 第2次男女共同参画基本計画閣議決定 12月27日
- 2010年 // 第3次男女共同参画基本計画閣議決定 12月17日